

芦屋市子ども子育て支援事業計画 中間まとめ に対する意見

友廣 剛

① 幼稚園、保育所を存続させ、無理な統廃合や認定こども園への移行をしないでください。

子ども子育て新制度の成立までの議論の過程を重視して、利用者が多様な選択肢から保育サービスを選択できるように、現在存在する幼稚園と保育所を残してください。

② 公立保育所、公立幼稚園を民営化しないでください。

公立の運営施設は、民間施設の目標となり、一定の保育水準を維持するために重要な役割を果たすと考えます。公立から民営化へと進めるのではなく、公立の保育所、公立の幼稚園、公立の認定こども園を存続できるようにしてください。

③ 放課後児童健全育成事業の対象学年は、これまでの3年生までから6年生までへと拡大してください。

「芦屋市条例第27号」「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
「第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、**小学校に就学している児童**であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。」
に規定されているように、留守家庭児童会においても4年生以上を受け入れてください。

<別紙資料A 参照>

④ 小規模保育は、一時的な待機児童の解消のため設置するものであり、時限的な設置としてください。

子ども子育て新制度では、第一に、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設で就学前児童の教育・保育を行うことが主であり、小規模保育は、一時的な待機児童解消のための設置にとどめてください。また、待機児童が解消された場合、小規模保育を廃止し、幼稚園、保育所、認定こども園を存続させるようにしてください。

自治体向けFAQ

【第5版】

平成26年12月

※ 本FAQは、平成26年11月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)

【一部抜粋】

3	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。	個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。	
4	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。	支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。 このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。	

「放課後子ども教室」と「放課後子どもプラン」と「学童保育」の違いについて

友廣 剛

放課後子ども教室	放課後子どもプラン (放課後子ども総合プラン)	学童保育 放課後児童クラブ 留守家庭児童会 放課後児童健全育成事業
<p>放課後や週末に子供たちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によりスポーツや文化活動ができるようにする取り組み</p> <p>2004年 地域子ども教室の開始</p> <p>2007年 放課後子ども教室の開始</p>	<p>放課後子ども教室(文部科学省)と放課後児童クラブ(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施するための事業</p> <p>2007年 放課後子どもプランの開始</p> <p>なかなか進まず失敗</p> <p>2014年 放課後子ども総合プランの開始</p>	<p>1940年代～1950年代 日本各地で学童保育が始まる</p> <p>1960年代 各地の学童保育関係者の組織化と、国や地方公共団体への制度化要求の活動が本格化する。</p> <p>1966年 文部省が「留守家庭児童会育成事業補助要綱」による児童会育成事業を開始。</p> <p>1971年 「留守家庭児童会補助事業」が打ち切れ、「校庭開放事業」に統合される。</p> <p>1976年 厚生省が「都市児童健全育成事業実施要綱」により「児童育成クラブ」の設置・育成事業を開始。</p> <p>1997年 「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立し、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化される。</p> <p>1998年 学童保育は児童福祉法と社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業に位置づけられ施行される。</p> <p>児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。</p> <p>2014年 子ども子育て支援新制度 開始</p> <p>対象児童を おおむね10歳 から 小学生 とする</p>

文部省は5年で学童を廃止し校庭解放へ